| 第二項第二号 | |
|---|---|
| 法第三百二十一条の七の十三第一項 | ［略］ |
| 第四十条の三の三第二十二項第一号（同法第四十一条の十九の五第十三項において準用する場合を含む。） | 第四十一条の十九の五第十三項において準用する同法第四十条の三の三第二十二項第一号 |
| 前号の申立てに係る条約相手国等（法第三百二十一条の七の十三第一項に規定する条約相手国等をいう。）との間の相互協議（同項に規定する相互協議をいう。次条において同じ。）の対象 | ［略］ |
| ［略］ | ［略］ |

［2　略］

3　地方税法施行規則第六条の九第二項の規定は、令第三十三条第七項において準用する地方税法施行令第三十五条の四の二第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則第六条の九の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| ［略］ | ［略］ | ［略］ |
|---|---|---|
| 第二項第二号 | ［略］ | ［略］ |
| 第四十条の三の三第二十二項第一号（同法第四十一条の十九の五第十三項において準用する場合を含む。） | 第四十一条の十九の五第十三項において準用する同法第四十条の三の三第二十二項第一号 | |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |

［4　略］

| 第二項第二号 | |
|---|---|
| 法第三百二十一条の七の十二第一項 | ［同上］ |
| 第四十条の三の三第十六項第一号（同法第四十一条の十九の五第十三項において準用する場合を含む。） | 第四十一条の十九の五第十三項において準用する同法第四十条の三の三第十六項第一号 |
| 前号の申立てに係る条約相手国等（法第三百二十一条の七の十二第一項に規定する条約相手国等をいう。）との間の相互協議（同項に規定する相互協議をいう。次条において同じ。）の対象 | ［同上］ |
| ［同上］ | ［同上］ |

［2　同上］

3　地方税法施行規則第七条第二項の規定は、令第三十三条第七項において準用する地方税法施行令第三十五条の四の二第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則第七条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
|---|---|---|
| 第二項第二号 | ［同上］ | ［同上］ |
| 第四十条の三の三第十六項第一号（同法第四十一条の十九の五第十三項において準用する場合を含む。） | 第四十一条の十九の五第十三項において準用する同法第四十条の三の三第十六項第一号 | |
| ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |

［4　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

**附　則**

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二十条第三項の表以外の部分の改正規定　平成三十一年十月一日

二　第十八条第二項の表以外の部分の改正規定、同表第十条の二の八第二項の項の改正規定、同表第十条の二の八第二項第一号の項の改正規定、同表第十条の二の九第二項の項の改正規定、同表第十条の二の九第二項第一号の項の改正規定、同表第十条の二の九第二項第二号の項の改正規定、同表第十条の二の九第二項第三号の項の改正規定、同条第三項の表以外の部分の改正規定、同表第五条の二第二項の項の改正規定、同表第五条の二第二項第一号の項の改正規定、同表第五条の二第二項第二号の項の改正規定及び第十九条第一項第五号の改正規定　平成三十二年四月一日

三　第二十条第一項の表第二項第二号の項及び同条第三項の表第二項第二号の項の改正規定（「第四十条の三の三第十六項第一号」を「第四十条の三の三第二十二項第一号」に改める部分に限る。）　平成三十四年一月一日